

令和2年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和2年5月20日 開会

令和2年5月20日 閉会

新十津川町議会

令和2年第3回新十津川町議会臨時会

令和2年5月20日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第27号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について
- 第5 議案第28号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）
- 第6 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第7 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第8 議案第31号 工事請負契約の締結について

○出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長

中 畑

晃 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。ただ今から令和2年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今、出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子君。4番、鈴木康裕君。両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第26号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第26号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

3ページをお開き願います。

専決第5号、専決処分書。新十津川町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をする。

専決年月日は、令和2年4月30日であります。

理由。地方税法の一部が改正されたことに伴い、新十津川町税条例の一部を緊急に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をする。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第26号、専決処分の承認を求めることについて。

令和2年4月30日に専決処分いたしました専決第5号、新十津川町税条例の一部改正についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、税に係る特例措置が設けられたことから、地方税法の一部を改正する法律が本年4月30日に公布され、同日施行されたことにより、新十津川町税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

まず、1ページの附則第10条の読替規定につきましては、法改正に伴う条文の整理でございます。

次に、附則第10条の2につきましては、固定資産税における課税標準の特例の割合の定めで、第19号の次に第20号として、新型コロナウイルスに係る緊急経済対策として、中小企業者等が導入した先端設備等とともに導入された事業用家屋及び構築物を対象に、その課税標準の割合をゼロと定める規定を追加するものでございます。

次に、附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税の定めで、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに購入した軽自動車の環境性能割を1パーセント軽減する特例措置の適用期間を令和3年3月31日まで6か月間延長するものでございます。

次に、2ページに移りまして、附則第23条として、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きの定めで、法の規定において条例に委任している事項を追加するもので、第1項は申請書の訂正等を求められた場合における再提出までの期間、徴収猶予又は猶予の延長の申請を認めない場合の事由についての規定を、第2項は徴収猶予の取消しにより徴収できる債権と取消しとする事由について定めるものでございます。

この特例制度は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降において、収入が前年同期比で概ね20パーセント以上減少し、納期に納付困難な場合、申請により、納期限から1年以内の期間に限り納税を猶予するものでございます。これは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての町税が対象となります。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の5ページの附則に、施行日を公布の日と定めてございます。

以上をもちまして、専決第5号、新十津川町税条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第26号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第27号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第27号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について。

新十津川町奨学金等貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大による奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮し、特例措置として奨学金の限度額を増額するため、この条例の一部改正について議決を求めるものである。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 後木満男君登壇〕

○教育委員会事務局長（後木満男君） ただ今上程いただきました議案第27号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染拡大により、奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮し、特例措置として奨学金の限度額を増額するため、所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表でご説明いたします。3ページをお開き下さい。

改正は、附則による改正としております。改正案の附則第1項及び第2項では、施行月日と経過措置の見出しを追加しております。

附則の第3項として、奨学金の額の特例を追加し、新十津川町奨学金等貸付条例の一部を改正する条例の施行の日の属する月から令和3年3月までの各月分として交付する奨学金に関する第5条第1項第2号の規定の適用については、同号中4万円とあるのは6万円とするとしまして、本年度に限りまして、大学生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生又は各種学校の奨学生について2万円の上乗せをすることとしております。

なお、補正予算におきましては、上乗せの分の他に新たに奨学金を希望する生徒、学生への対応として、新規募集分についても予算を計上させていただいております。

議案に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第27号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第27号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 2点お伺いいたします。

1点目は、今回対象外となりました高校生、現行上限1万円ですが、この高校生が対象外になった理由をお聞きします。

2点目なんです、今は高校生の方の奨学金利用者がいないというふうにお伺いしてますが、今後、もしいらっしゃった場合に、現行1万円から50パーセント増しの1万5千円くらいまで増額して欲しいというご意見が出るかもしれません。今回、4万円から6万円にした場合には、現在利用されている奨学生の方、保護者の方にアンケートをとって、そのアンケートの結果6万円の増額をお決めになりましたけれども、もし高校生がこれから利用したいという希望者が一人、二人出た場合に、アンケートのとり対象としては人数少ないですが、もしそういった希望があった場合には、教育委員会では増額をまた協議すると言いますか、お考えになるような余地というのはとられるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは7番議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の高校生を対象外にしたという点でございますが、高校生につきましては、まず現在の貸付者はいないということもございまして、また、高校生、現在授業料無償化となっております。そのことから今回上乘せの改正は行わないということで、このように上程させていただきました。

それで、高校生、今回新規申込みがあることも考えております。その中で、新規申込みがあった場合に、その状況については確認させていただいて、またその後の考え方に結び付けてまいりたいと思っておりますので、今現在としては高校生の上乗せについては、白紙の状態ということでお答えさせていただきます。

もう1点、今の関連となりますけれども、アンケートで調査今回した中で、このような上乘せという案をさせていただきました。これから高校生も含めて大学生、専門学校生の方に、この上乘せの分あるいは償還猶予の点についても周知をさせていただこうというふうに考えております。その中で、いろんなご意見があれば、その辺については受ける中で、いろいろその後の制度の中身を考えるという方に進めてまいりたいと思っておりますので、希望があった場合については、その後考慮させていただくということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 増額の貸付金の話で、今議決をとろうとしているのですけれども、償還期限について触れていないで、今質問しようかと思いましたが、局長の方から、償還の猶予についてもそういう話が出ればということなのですから、具体的には上乘せ分が、例えば、希望どおり借入れたとした時に、後年次償還する時に上乘せになるので、その辺の償還期限の期間延伸については考慮しなかったのかどうかということ伺いたいです。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） 10番議員のご質疑にお答えいたします。

今回、償還期限の延長についても教育委員会としては検討はいたしました。その中で償還期限の延長のほかに、償還猶予という規定がございましたので、今回のコロナウイルス感染拡大ということで、この部分については償還猶予の中で対応できるというふうに考えましたので、今回、償還の期間の延長については案として出さないで、猶予の方で行うということにさせていただきました。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 10番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第28号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第28号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第4号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,713万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,470万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第28号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第4号の内容について、ご説明を申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額5,649万6千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。計12億3,165万1千円。

19款、繰入金。補正額64万2千円。これは、本年度一般会計補正予算第1号で予算補正いたしました緊急経済対策事業には一般財源950万円を充当しておりましたが、当該事業の財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとして、今回補正予算計上しております道路維持管理事業の68万2千円を差し引いた一般財源881万8

千円を減額し、また、今回補正予算計上しております育英事業に充当する子ども夢基金からの繰入金946万円を合算したものでございます。計8億9,942万8千円。

歳入合計、補正額5,713万8千円、計94億9,470万1千円。

次に、歳出。

4款、衛生費。補正額643万6千円。計5億6,201万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で643万6千円。

7款、商工費。補正額4,056万円。計2億8,995万8千円。財源内訳、特定財源で国道支出金5,006万円、一般財源減額の950万円。

8款、土木費。補正額68万2千円。計8億7,846万3千円。財源内訳は一般財源68万2千円。

10款、教育費。補正額946万円。計5億2,397万3千円。財源内訳、特定財源、その他で946万円。

歳出合計、補正額5,713万8千円。計94億9,470万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金で5,649万6千円、その他946万円、一般財源減額の881万8千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。22ページ、23ページをお開き願います。

4款1項4目予防費。補正額643万6千円、計2,710万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で643万6千円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、新型コロナウイルス感染症予防対策事業643万6千円。これは、新型コロナウイルス感染予防対策として、全町民に対し一人当たり10枚のマスクを配布する事業に係る経費を補正予算計上するものでございます。また、これまで入手が難しかった非接触型の体温計について、入手のめどが立ったことから、当該対策事業の一環として購入するものでございます。

経費の内訳でございますが、マスク仕分け業務従事者の報酬10万8千円。不織布マスク予備ストック分を含め8万4千枚の購入費508万2千円。非接触型体温計22台分36万3千円、郵送配布に係る郵券料77万4千円などでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額4,056万円、計1億4,034万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で5,006万円、一般財源減額の950万円。内容を申し上げます。事業番号11番、緊急経済対策事業4,056万円。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今後の状況が見通せず不安を抱えている商工会会員事業者が、事業の維持、継続ができるよう国及び北海道が実施する緊急経済対策との連携を図り、第2弾の経済対策として、商工会と町が協力して行う経済支援など三つの事業について助成を行うものでございまして、当該交付の窓口となる商工会に対して補助金として交付するものでございます。

事業の内容についてですが、一つ目が、一月の売上が前年同月比で50パーセント以上減少する事業者に対し、国が給付金を支給する持続化給付金の支給基準を拡大し、20パーセント以上減少した飲食業、宿泊業、小売業、サービス業、製造業、道路旅客運送業の事業者に対し、法人で50万円、個人事業者で25万円を助成する持続化給付金拡大助成事業でございまして3,390万円を計上いたします。

二つ目が、経営環境の悪化により従業員の一時的休業を行った事業者に対して、国から雇用調整助成金が支給されますが、この助成金で支給対象とならない休業手当の一部や健康保険料の一部を助成する雇用調整助成金等拡大助成事業で266万円を計上いたします。

三つ目が、商工会会員事業者が新型コロナウイルス完成予防対策のため、マスクや消毒液などの衛生用品等を整備した場合、一事業者当たり2万円を上限に助成を行う商工業者感染防止対策支援事業で400万円を計上するものでございます。

以上が、緊急経済対策事業の内容でございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額68万2千円、計2億2,069万8千円。財源内訳は、一般財源68万2千円。内容を申し上げます。事業番号1番、道路維持管理事業68万2千円。これは、通学路の沿線行政区が中心となって美しい通学路を作る会が設立され、当該団体が例年通学路沿道に花を植えていただいているところでございますが、本年度において当会としては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、大人数での花植えは難しいと判断したところでございます。

町といたしましては、子供達に美しい通学路を登下校してもらい、美しいまちづくりや郷土愛の気持ちを育んでもらいたいという思いから、本年度においては、専門業者に花の植栽を施行してもらおうこととし、その経費について補正計上するものでございます。

なお、花の苗につきましては、美しい通学路を作る会が発注いたしました苗を植栽するものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費。補正額946万円、計3,380万1千円。財源内訳、特定財源、その他で946万円。内容を申し上げます。事業番号3番、育英事業946万円。これは、先ほど議案第27号において可決をいただきました件に係る予算補正でございます。補正予算内容といたしまして、既存貸付者の増額分で13人分の286万円、新規貸付者10人分で660万円を追加補正予算計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第28号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 4款衛生費でお伺いいたします。

非接触型体温計を22台購入されるというお話でしたが、どこで使われる体温計なのかを教えてください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今の7番議員のご質問にお答えいたします。

今回、22台ということで想定しています施設につきましては、小、中学校はじめ改善センター、ゆめりあ、役場庁舎、図書館、開拓記念館、かぜのび、スポーツセンター、温水

プール、武道館、児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブ、体力増進室、物語記念館、文化伝習館を予定して、全部で22台ということで予定しております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） それでは、小、中学校は各クラスに1台くらいずつは当りますか。

○議長（笹木正文君） はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 小、中学校におきましては、小学校は3台、中学校につきましては2台ということで、今予定をしております、各クラスまではできなかったということで、今回この台数で予定しております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） せっかくですのでお聞きしたいのですが、学校関係のことなのでちょっとお聞きしますが、今学校は分散登校をしておりますけれども、そういった登校時に、学校に校内入る時に一人ひとり検温をしたり、また、手指消毒用のアルコールなどの設置などが行われているかどうか、そういったことはこの対策事業の中には含まれていないのかどうかをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） 7番議員のご質疑にお答えいたします。

現在、分散登校をしておりますが、学校においては、家庭において1日3回ですか、検温することになっております。それで、朝の検温をして学校に来ていただくと、その検温シートを先生が確認するというようなことで、登校時にすべて体温を測ることになりますと、時間がかかって対応できませんので、現在、そのような形で実施しております。

それと、消毒の関係ですけれども、基本的に学校においては、手洗いを行っているというようなことで、アルコールについては、アルコールアレルギーのお子さんもいらっしゃいます、基本的には手洗いを奨励して行っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） はい、分かりました。検温につきましては、各家庭でしっかり検温したものを先生が確認していただくということと、それから、アルコール消毒については、やはり学校に入る際に、一回きちんと消毒をしているという場面をよくテレビなどで見るものですから、本町の場合はどうなのかなと思ったのですね。スクールバスを利用するとか、今はないのかもしれませんが、低学年の子になりますと、あちらこちら触りながら登校したりということもありますので、アルコール消毒は無理であれば、登校した段階で手洗いを、給食前だけではなくて、朝のうちにしっかり手洗いをするというのを学校でも奨励していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（笹木正文君） どちらでも答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、7番議員のご質疑にお答えいたします。

学校での手洗いを基本にやっているということでございます。それと机ですとか、触る所の消毒につきましては、業者さんが清掃で入っておりますので、その方にやっていただ

くことも基本としておりますし、先生方においてもこまめに、子ども達の触ったところについては消毒するというようなことで実施しております。

学校に来た時に、まずは手洗い、1日の中でも何回も手洗いはしておりますので、一度きりということではなくて、感染防止対策のために何回も手洗いしているという状況でご理解ください。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 4款の衛生費の中で全町民にマスク10枚を配布ということの議案を今頂きました。これが可決になりましたら、だいたい全町民の皆さんに、いつ頃から配布されるような時期になるか、時期的なものがもし分かりましたら、お教え願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 3番議員のご質問にお答えします。

これから今日議決を賜りました後のスケジュールということでご説明させていただきます。

次週26日火曜日に入札を行う予定でございます。入札後、2週間くらいで入荷になるだろうという今想定でございます。その後、臨時職員の予算も見させていただきましたけれども、袋詰め作業に2、3日、3、4日等々かかりまして、そこから郵送ということになりますので、6月の中旬から中くらいということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） ただ今のマスク10枚の関係だったのですが、随分前はマスクがなくてというような状況だったかなと思うのですが、ここ最近の状況では、マスクもだいぶ手に入るようになってきたかなと。また、国からも配布されるという状況の中で、今回全町民に10枚お配りするというのは、何かやはり町民の中にはマスクが足りなくて困っているという状況があつてのことなのか、その辺の見解というか、それをちょっとまず教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

確かに3月、4月が入手が困難であったというところがございますので、それで、皆さま手作りですとか布マスクということで頑張っていたかと思っております。実際今後、国の方からもマスクは届いてくるかなとは思いますが、やはり、咳エチケットとしては布マスクは有効ではございますけれども、感染予防という部分では、報道でもありますけれども、そういう部分がございますので、実際、病院に通院ですとか、そういった時には不織布マスクの方が感染リスクは少ないという部分があるかと思っております。

実際、非常に困窮しているとかというお言葉の方はあれですけれども、いずれにせよ、そういう通院ですとか感染リスクを防いでいただきたいというところを踏まえまして、今

回、皆さまに10枚ということで配らせていただくということで、ご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○5番（小玉博崇君） 別な質問です。

もう1点ですが、道路維持管理事業で、今年度については感染予防の観点から、通学路の花植えについては、企業の方に委託するというお話がありましたが、その後、行政区の方では毎月、草取りだとか、秋口には地域の方で花壇の整理というような作業が継続して行われるわけですが、その辺の作業については、今後どういった方針で行うのかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（笹木正文君） はい、建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、5番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

行政区、中央区、文京区、両行政区とちょっとお話をさせていただきます、今回、さっきの説明のとおり、花植え作業については三密の関係があるので断念するという事だつたのですが、町の方で植える作業をしていただければ、以後の管理については、各行政区、美しい通学路を作る会の方で実施しますというお答えをいただいております。

ですので、今回は肥料をまく作業、あとは耕す作業、花を植える作業までが町で行いまして、その後の維持管理だとか、シーズン終わった後の後片付け等につきましては、美しい通学路の会の方で実施するという事になっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第29号、31ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業車庫棟建設工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金1億9,239万円。

5、契約の相手方、岩倉・久保田特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市中央区南1条西7丁目16番2、岩倉建設株式会社、取締役社長、鈴木泰至。構成員、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者等を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、令和2年12月21日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） この車庫の構造を見ますと、2階建てということなのですが、これエレベーター付けるのか、どういう形の2階建てになるのか。2階は車上がるのに、どういうふうにするのですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、9番議員のご質問にお答えをいたします。

この車庫等、倉庫ですけれども、2階建てというふうな表記はされておりますけれども、車庫自体は1階になります。で一部2階建て状態の棟がありまして、そこには防災物品ですとかイベントの物品ですとか、そういった物を収納するスペースとなっております、2階と1階の荷物のやり取りと言いますか、につきましては、天井クレーンを設置しまして、電動で荷物を上げ下げするというような構造になってございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第30号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第30号、33ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川町熱供給センター建設建築主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字総進。

4、契約金額、金8,514万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者などを記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、令和3年1月29日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） まず、2点お伺いします。

1点目なのですが、履行期限が1月29日となっております。2月に稼働予定ですので、1月29日ぎりぎりで大丈夫なのかなということが、まず1点と。

3月の予算特別委員会の際に安中副議長が、このボイラーから出る燃焼灰について質問をされました。その時に燃焼した灰の分析をするということで、今回、42万5千円を当初予算で見えておりますが、その分析する灰というのは、この1月29日までに出来上がったもので実際に稼働した2月から出た灰を検査するのか、それともこの1月29日までに何回か実験でもされて、そこから出た灰を検査されるのか、その辺りのことをお伺いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは7番議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、2月稼働に向けて1月29日の工期で間に合うかというご質問に対してなのですが、点検整備、機械設備が12月をめぐりに入る予定となっております、引き渡しになるまでの間、竣工になる前に点検業務を行いませんので、そこで出た灰を分析に回して、その結果を基に業者の方に預かっていただくという流れで考えております。

稼働についても、2月と考えておりますが、準備でき次第ということですので、2月1日ということはまだ決めてございませんで、限りなく早い段階でスムーズに稼働したいというふうに考えてございます。

それから、2点目になりますが、灰の分析も併せて言ってしまいましたが、点検は12月で一応、稼働に向けての点検を行いますので、この時の灰を使用して、分析を行うということでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第31号、35ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川町熱供給センター建設機械設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字総進。

4、契約金額、金2億5,377万円。

5、契約の相手方、サンプラント・太陽特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市豊平区豊平1条1丁目1番1号、株式会社サンプラント札幌支店、取締役支店長、安藤嘉貞。構成員、樺戸郡新十津川町字中央331番地2、太陽ホーム株式会社、代表取締役、阿部清。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名等を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、前議案同様令和3年1月29日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第3回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員